（前のページより続き）

裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、船舶所有者等責任制限、再生関係　二三
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第九八号）（経済産業省）

1　外国為替及び外国貿易法第一〇条第一項に基づく閣議決定を踏まえ、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出について、経済産業大臣の承認を要する期限を平成二四年四月一三日までとした。（附則第三項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年四月八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

政令第九十八号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十三年四月十三日」を「平成二十四年四月十三日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　海江田万里
内閣総理大臣　菅　**直**人

省　令

○総務省令第三十七号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第三項及び第十六条第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年四月八日

総務大臣　片山　善博

地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令

（道府県に係る算定方法）

第一条　各道府県に対して平成二十三年四月に交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額として、次の各号に掲げる道府県の区分に応じて当該各号に定める額を、同月において決定し、交付する。

一　東日本大震災により被害を受けた道府県のうち、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県　イからハまでに掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項　目	額
り災世帯数	四一、六〇〇円
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円